

令和3年度 大阪支部事業実施状況について

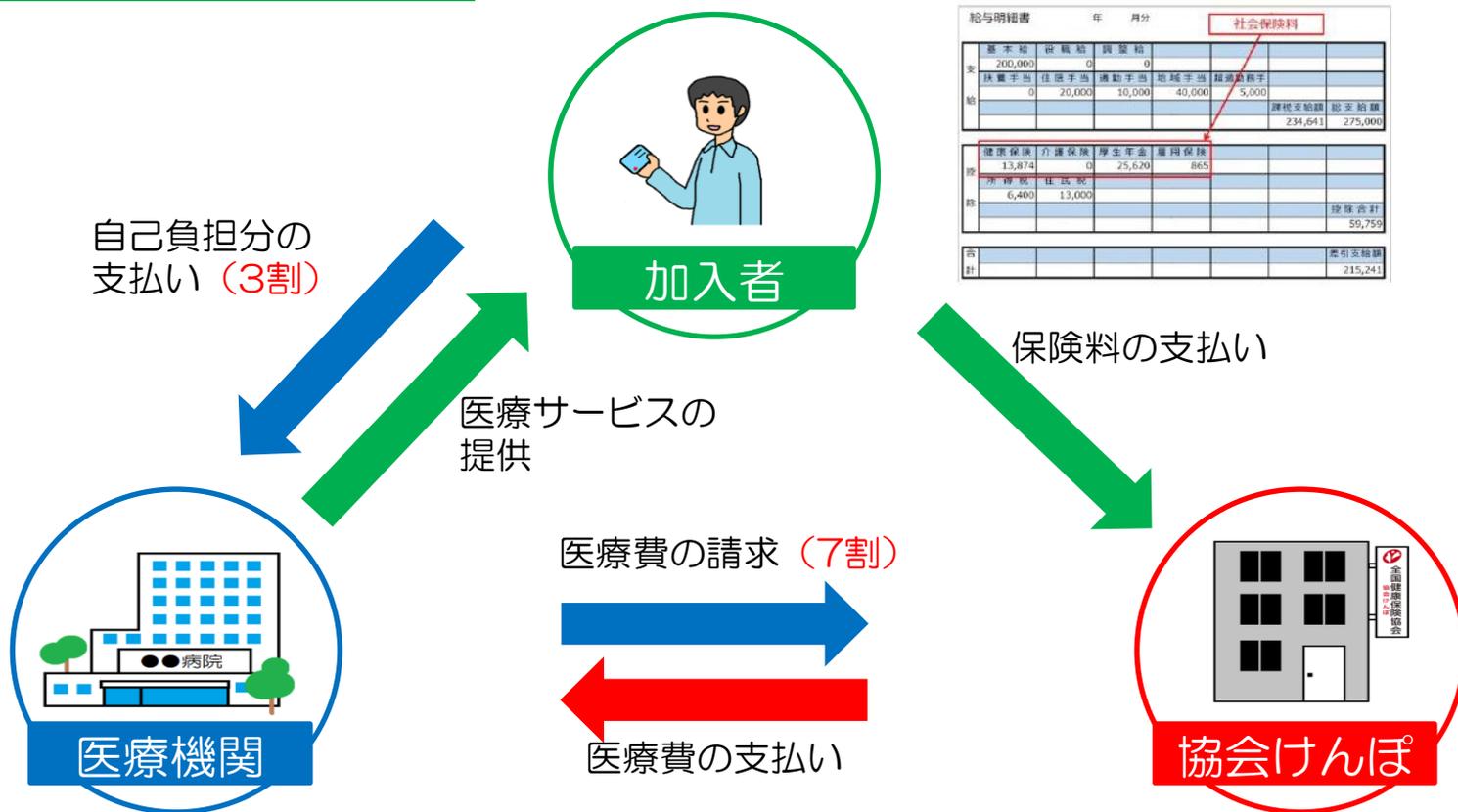


広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

- I 保険証・債権回収事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- II レセプト点検事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・P.13

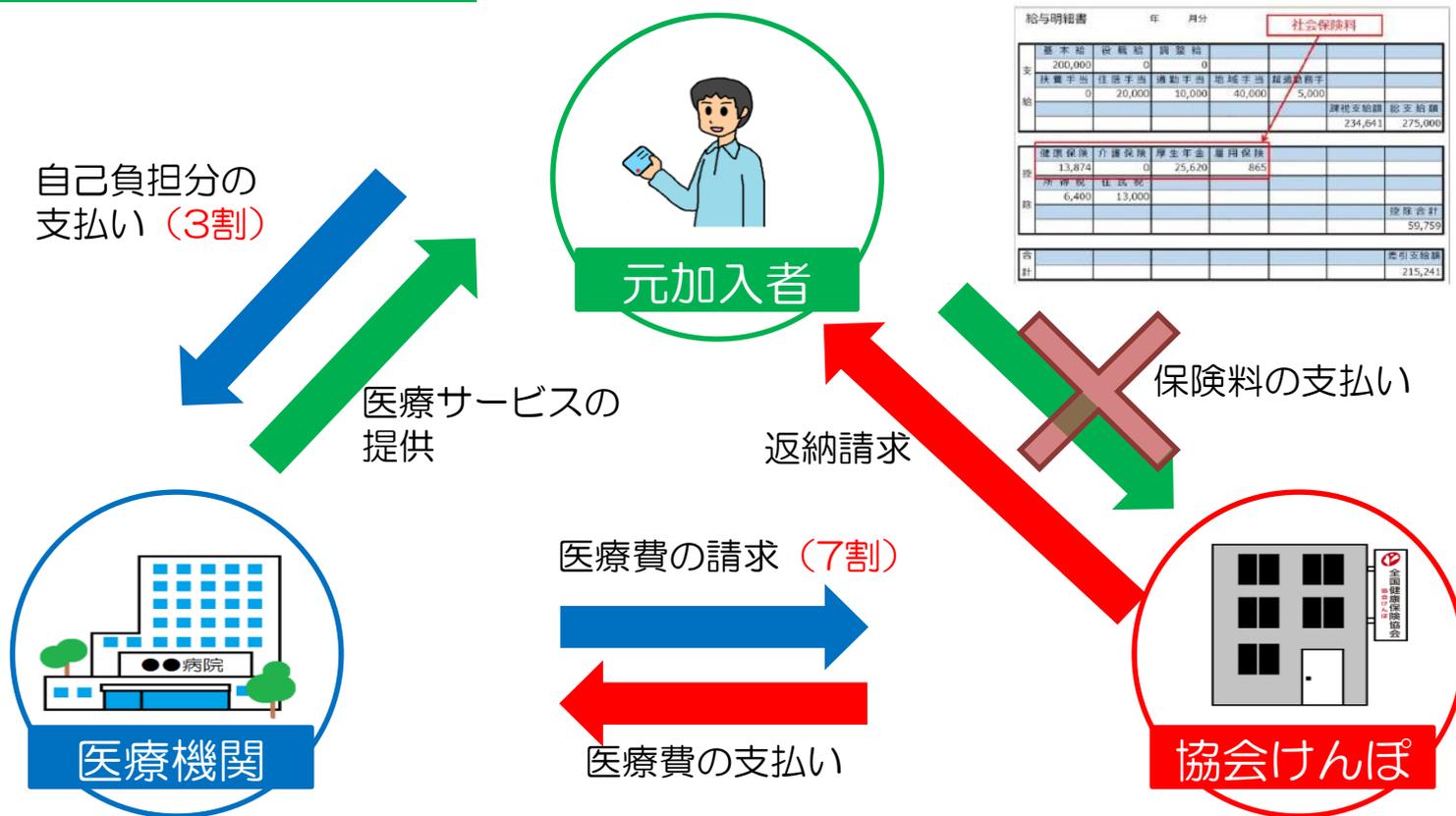
I .保険証・債権回収事業の推進について

医療サービスが提供される仕組み



- 医療機関の窓口で健康保険証を提示することにより、医療費総額の3割（自己負担分）の支払いで医療サービスの提供を受けることができる。
- 7割分については、医療機関から協会けんぽに請求される。
- 加入者と事業主にご負担いただいている保険料を原資として、協会けんぽは医療機関に医療費の支払いを行う。

返納金が発生する仕組み



- 医療機関の窓口では、健康保険証を確認することにより資格の有無を判断している。
- 資格が切れた保険証を提示することにより、医療機関は資格があるものとして判断し、医療費を協会けんぽに請求する。
- 協会けんぽは、本来支払う必要がない医療費を医療機関に支払っているため、その分を元加入者に返納請求することとなる。

保険証の返却について

通常の場合

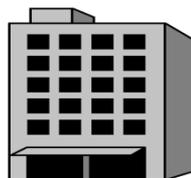
資格喪失届に健康保険証を添付して
日本年金機構に提出。

日本年金機構で喪失届の処理を行い、
協会けんぽにデータ連携。
回収済み保険証は協会けんぽに回送。



お勤め先

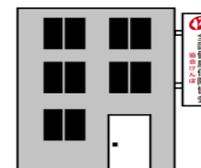
資格喪失届
保険証添付



日本年金機構

データ
連携

回送



協会けんぽ

保険証の添付がない場合

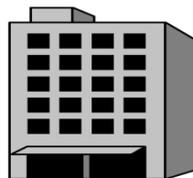
資格喪失届を日本年金機構に提出。

日本年金機構での処理後、10営業日以内に保険証の
回収が確認できない場合、保険証の返納通知を送付。



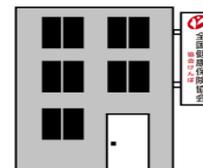
お勤め先

資格喪失届
保険証未添付



日本年金機構

データ
連携



協会けんぽ

返納
通知



資格喪失後受診による影響

令和3年上期（4月～1月）に発生した資格喪失後受診による返納金債権

件数：18,889件

金額：5億7,926万4,484円

現年度中の回収額：2億0,746万3,132円

調定取消・償却額：6,463万2,842円

現年度中の回収率：40.31%（1月時点）

（参考）

令和2年度実績（年間計）

件数：18,684件

金額：5億4,335万2,424円

現年度中の回収額：1億9,441万8,879円

調定取消・償却額：7,737万0,961円

現年度中の回収率：41.72%

平成31年度実績（年間計）

件数：17,676件

金額：5億9,911万6,592円

現年度中の回収額：2億3,034万5,052円

調定取消・償却額：1億0,290万8,304円

現年度中の回収率：46.42%

債権回収業務のKPI

【証回収関係のKPI】 令和3年度KPI：88.77%

- KPI①…日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。
 - 令和4年1月時点の証回収率：82.24%
 - 全国順位（1月時点）：全国44位（前年度末：最下位）

【債権関係のKPI】 令和3年度KPI：41.72%

- KPI②…返納金（資格喪失後受診のものに限る）の回収率を対前年度以上とする（現年度分のみ）
 - 令和4年1月時点の回収率：40.31%
 - 全国順位（1月時点）：全国40位（前年度末：43位）

保険証回収に向けた取り組み（令和4年1月実績）

（1）文書催告

- 文書催告実施件数

- 一次催告：10,597件

- 二次催告：2,965件

- ✓ 年金機構の届出処理後10営業日時点で保険証の回収が確認できない方に一次催告を送付。
 - ✓ 一次催告送付後10営業日時点で保険証の回収が確認できない方に二次催告を送付。

（2）個人あて電話催告

- 架電実施件数：452件

- ✓ 資格喪失届に添付される「回収不能届」に記載のある電話番号をもとに架電による回収催告を実施。

（3）事業所あて催告

- 文書催告：5,533件

- 電話催告：5件

- ✓ 事業所で当面保管しているケースも多数あることから、支部独自事業として事業所あて催告を実施。

保険証回収に向けた繁忙期対策（令和4年3月実施）

- 3月末に退職される方が多く、4月上旬に届出が集中するため、3月中に事業所に対し「喪失届提出時に保険証を添付してください」という周知文書を送付。
- 昨年4月のデータをもとに回収実績が悪かった事業所トップ100社をリストアップし、3月中に順次架電により周知を実施。

債権回収に向けた取り組み（令和4年1月実績）

（1）オレンジ封筒による催告（3回目催告）

- 催告実施件数：379件（10,095,645円）
 - ✓ 2回の通常催告を送付しても納付に至らなかった債務者（調定後5か月経過者）に対し、オレンジ色封筒による催告を実施。

（2）弁護士名催告（4回目催告）

- 催告実施件数; : 139件（5,314,918円）
 - ✓ 3回の催告を実施しても納付に至らなかった債務者（調定後8か月経過者）に対し、業務委託している弁護士名による催告を実施。

（3）就業場所催告

- 催告実施件数：73件（2,214,800円）
 - ✓ 4回の通常催告を送付しても納付に至らなかった債務者（調定後10か月経過者）に対し、勤務先住所（債務者あて）に催告を送付。
 - ✓ 宛所不明の郵送未着者については、調定期間に関係なく送付。

(4) 赤色封筒による催告（調定後1年半、3年経過時）

- 催告実施件数：245件（18,974,513円）
 - ✓ 調定後1年半、3年経過のタイミングで、法的対応を辞さない旨の書面を赤色封筒にて送付。

(5) 電話催告

- 催告実施件数; : 270件
 - ✓ 高額債権者や分割納付が滞っている債務者を中心に電話催告を実施。

(6) 不明者調査

- 住民票照会実施件数：203件
- 年金事務所照会実施件数（2月実施）：136件
 - ✓ 返納通知が宛所不明で戻ってきた債務者の住所調査を実施。

(7) 法的措置の実施

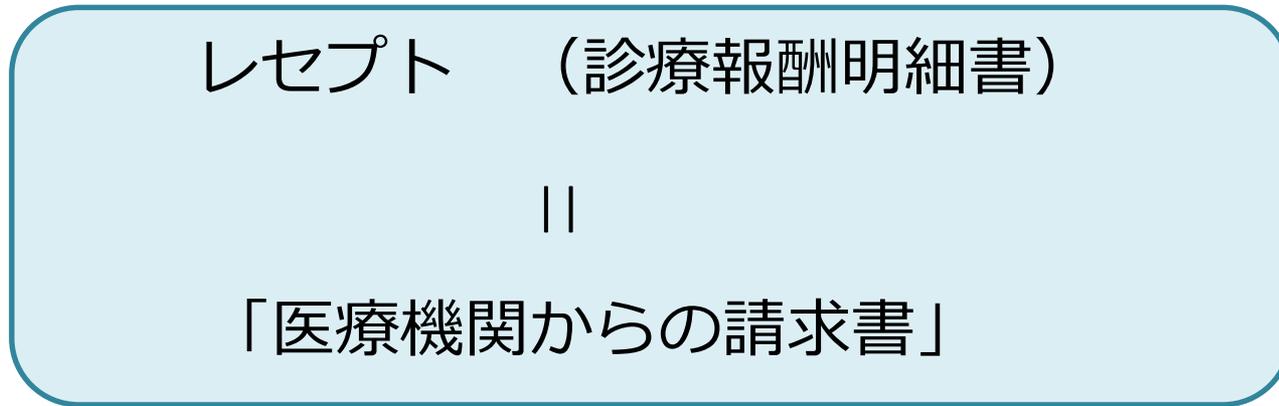
- 最終催告書の送付（法的措置の予告通知）実施件数：6件
 - ✓ 給与の差し押さえを念頭に、現存者を中心に選定し、最終催告書を送付。

- 法的措置（支払督促）の実施：2件
 - ✓ 最終催告書の送付にもかかわらず、納付の意思が見られなかった債務者の法的措置を実施。

(8) 保険者間調整の推進

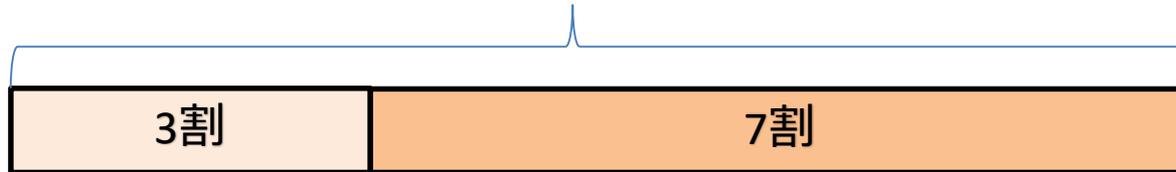
- 保険者間調整利用件数（1月実績）：98件
 - ✓ 通常、返納金の納付後に、後資格の国保等に療養費申請を行うことで、返納金相当額が後資格の健康保険から給付される。
 - ✓ 保険者間調整は、この手続きを省略し、協会けんぽと後資格の保険者とで直接やり取りすること。加入者の了承（書類の作成要）があれば実施できる。
 - ✓ 今後は、これまで以上に保険者間調整の推進に力を入れ、債権回収率の向上を図っていく。

Ⅱ.レセプト点検事業の推進について



病院を受診すると...

医療費



医療機関窓口で支払う分
「一部負担金」



医療機関から「レセプト」で支払基金
金を通して協会けんぽへ請求

2. レセプトの見本

〈レセプトグループ〉

医師が証明する欄

医科 (入院)

領収 (課) 【医科】

患者 性別 男/女

年齢 月 日

診療期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで

診療科目

内科 外科 小児科 産科 婦科 泌尿器科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 歯小児科 矯正科 口腔外科 歯科材料科 歯科放射線科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科

入院年月日

入院基本料・加算

特定入院料・その他

上記のとおり領収 (診療) いたしました。

医療機関の所在地
医療機関の名称
医療機関の電話番号
医師の氏名

医師が証明する欄

医科 (入院外)

領収 (課) 【医科】

患者 性別 男/女

年齢 月 日

診療期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで

診療科目

内科 外科 小児科 産科 婦科 泌尿器科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 歯小児科 矯正科 口腔外科 歯科材料科 歯科放射線科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科

上記のとおり領収 (診療) いたしました。

医療機関の所在地
医療機関の名称
医療機関の電話番号
医師の氏名

薬剤師が証明する欄

調剤

領収 (課) 【調剤】

患者 性別 男/女

年齢 月 日

診療期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで

診療科目

調剤基本料 時間外等加算

上記のとおり領収 (調剤) いたしました。

薬局の所在地
薬局の名称
薬局の電話番号
薬剤師の氏名

医師が証明する欄

歯科

領収 (診療) 明細書 【歯科】

患者 性別 男/女 生年月日 昭和・平成 年 月 日

診療期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで (診療実日数)

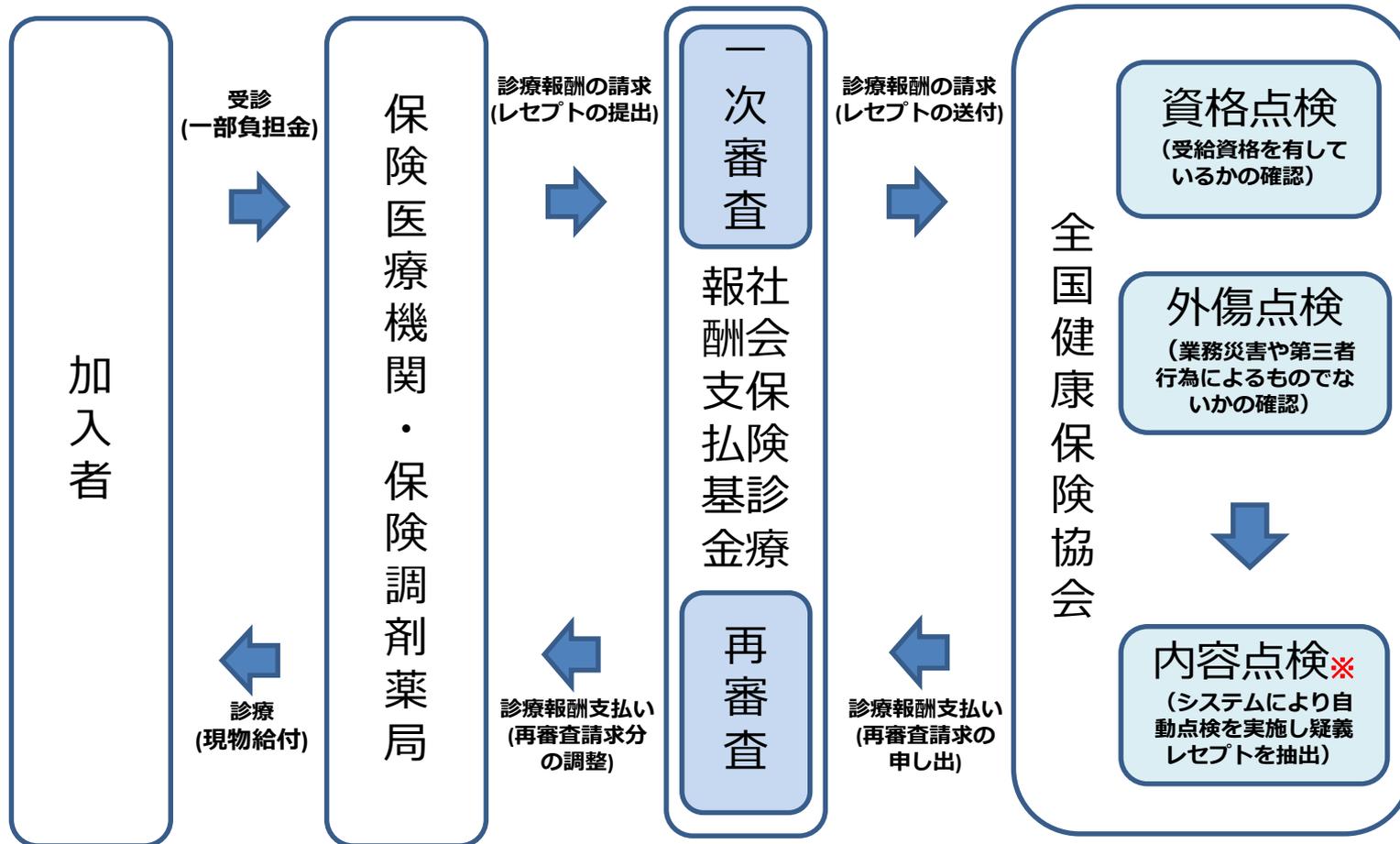
診療科目

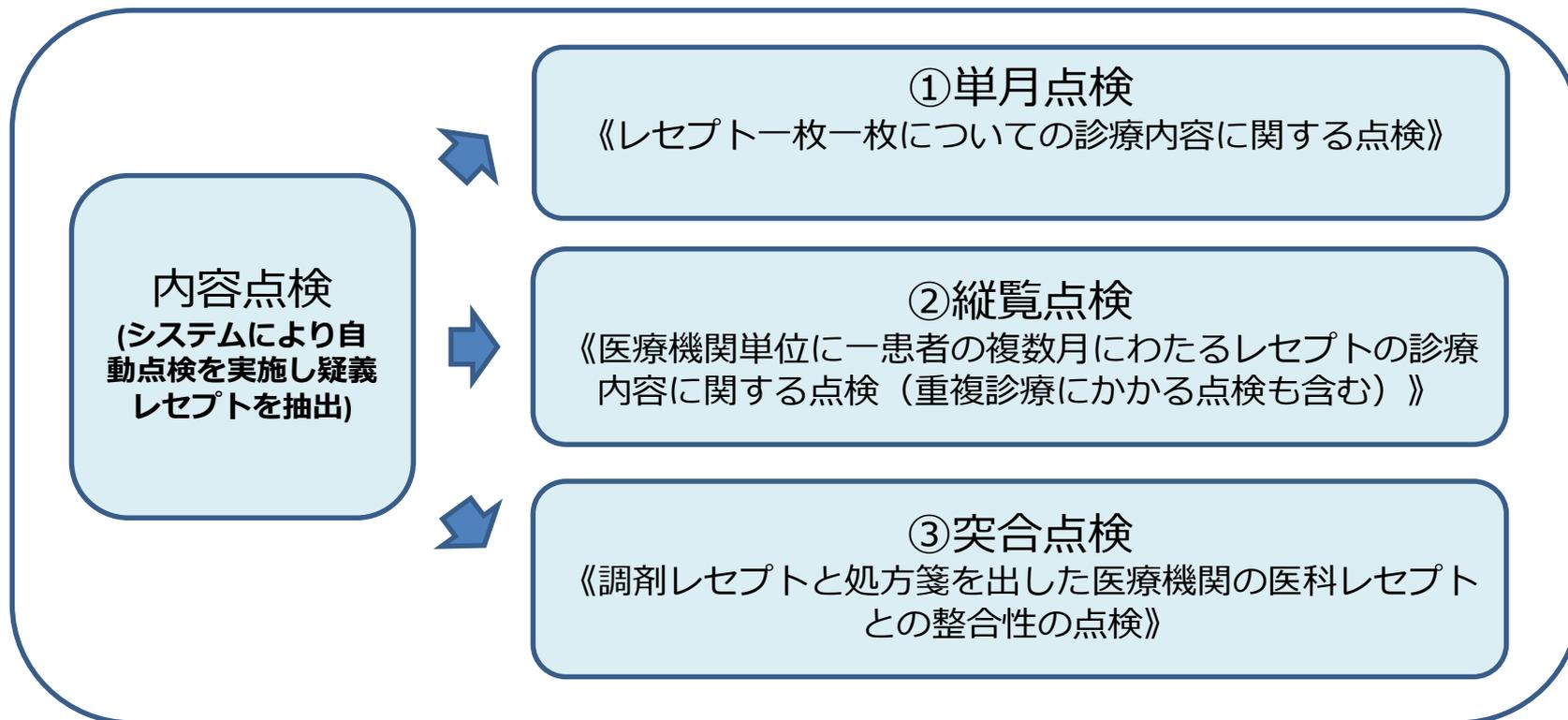
歯科 歯小児科 矯正科 口腔外科 歯科材料科 歯科放射線科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科 歯科口腔外科 歯科口腔内科

合計

平成 年 月 日

医療機関の所在地
医療機関の名称
医療機関の電話番号
医師の氏名





この内容点検により査定された金額が

KPI ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率

KPI ② 協会けんぽの再審査レセプト1件あたりの査定額

に反映される。

○ K P I ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

《令和3年度》

査定率 0.411% (全国平均 0.324%) ※令和4年2月時点・**全国2位**

《令和2年度》

査定率 0.438% (全国平均 0.318%) **全国1位**

●今年度についてはコロナの影響もあり、達成ならず

○ K P I ② 協会けんぽの再審査レセプト1件あたりの査定額を対前年度以上とする

《令和3年度》

査定額 9,158円 (全国平均 6,161円) ※令和4年2月時点・**全国3位**

《令和2年度》

査定額 7,662円 (全国平均 5,377円) **全国3位**

●今年度については達成

《医療費のお知らせ》

- 健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、**健康保険に対する関心を高めていただくこと**を目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行。
- 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能。

《多受診対応》

- **複数の医療機関を受診する者を多受診者と定義**し、平成26年度から適切な受診の指導を実施。
- 多受診者の多くは**処方薬の過量服用者**であり、特定の処方薬を求めて複数の医療機関を受診する傾向が見られる。
- 多受診は調剤報酬を押し上げる要因であるだけでなく、転売等の不正行為に繋がることも懸念される。

